
「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）の一部改正について

日証協・平15.3.26

本協会は、3月26日の理事会において、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）の一部を改正し、4月1日をもって施行した。

本改正は、株式会社大阪証券取引所において4月1日から新市場部銘柄がニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」グロースに承継されることに伴うものである。

本改正の趣旨・骨子及び改正部分の新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）の
一部改正について

平成15年3月26日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

株式会社大阪証券取引所において来る4月1日から新市場部銘柄がニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」グロースに承継されることに伴い、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則9号）の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

新興市場銘柄等の説明について「大阪証券取引所新市場部上場銘柄」を削る。
(第6条の2)

3. 実施の時期

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）の一部改正
について

平成 15 年 3 月 26 日
(下線部分変更)

新	旧
(新興市場銘柄等についての説明) 第 6 条の2 会員は、次の各号に掲げる銘柄の取引（当該銘柄の登録又は上場に係る募集若しくは売出しに係る取引を含む。）を初めて行う顧客に対し、当該市場の概要及び当該市場の性格について十分説明するものとする。 1 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」第5条第1項第2号に規定する登録基準による登録銘柄 (削 る) <u>2</u> 名古屋証券取引所成長企業市場部上場銘柄 <u>3</u> 東京証券取引所マザーズ上場銘柄 <u>4</u> 札幌証券取引所アンビシャス上場銘柄 <u>5</u> 福岡証券取引所 Q-Board 上場銘柄 <u>6</u> 大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」グロース上場銘柄 付 則 この改正は、平成15年4月1日から施行する。	(新興市場銘柄等についての説明) 第 6 条の2 会員は、次の各号に掲げる銘柄の取引（当該銘柄の登録又は上場に係る募集若しくは売出しに係る取引を含む。）を初めて行う顧客に対し、当該市場の概要及び当該市場の性格について十分説明するものとする。 1 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」第5条第1項第2号に規定する登録基準による登録銘柄 <u>2</u> <u>大阪証券取引所新市場部上場銘柄</u> <u>3</u> 名古屋証券取引所成長企業市場部上場銘柄 <u>4</u> 東京証券取引所マザーズ上場銘柄 <u>5</u> 札幌証券取引所アンビシャス上場銘柄 <u>6</u> 福岡証券取引所 Q-Board 上場銘柄 <u>7</u> 大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」グロース上場銘柄